

議 事 録

会 議 名	平成24年度 第1回 特別職報酬等審議会		
日 時	平成24年11月19日(月) 午前10時から午前11時	開催形態	公開
場 所	議会 第2委員会室		
出 席 者	<p>委 員：島村繁委員、金井恵里可委員、平本正子委員、岸本優委員、喜多村享委員、坂本満委員、谷村秀次委員、上田真稔委員、竹村真砂美委員</p> <p>事務局：柏総務部長、小島総務課長、三橋副主幹、中村副主幹、米山主査</p> <p>(欠席者) 斉藤正信委員</p>		
議 題	<p>委員の委嘱</p> <p>会長・会長職務代理者の選出について</p> <p>議題(1) 特別職の報酬等について</p> <p>議題(2) その他</p>		
決定事項	<p>会長 島村繁委員、 会長職務代理者 金井恵里可委員</p> <p>議題(1) 審議継続とする。</p> <p>議題(2) 非常勤特別職の報酬額については、本審議会の所掌事項ではないため審議しない。</p>		
議 事	<p>(委員の委嘱)</p> <p>委員の委嘱、委員の自己紹介</p> <p>町長あいさつ</p> <p>事務局自己紹介</p> <p>(会長・会長職務代理者の選出について)</p> <p>事務局一任により会長として島村委員を提案、委員承諾。</p> <p>会長より金井委員を会長職務代理者に指定。</p> <p>会長、会長職務代理者あいさつ。</p> <p>(議題(1) 特別職の報酬等について)</p> <p>会 長：事務局より経過等の説明をお願いしたい。</p> <p>【事務局より、傍聴者の許可を求める。了承され、傍聴者1名入室。】</p>		

【事務局より、「資料2～5」をもとに特別職報酬の概要、県内各自治体の報酬額の状況について説明。】

会 長：以上について質問は。

委 員：「資料3」中「行政職（一）」及び「資料5」中「標準財政規模」とは何か。

事 務 局：「行政職（一）」とは、本町でいうと事務職員や技術職員であり、現業職である学校用務員や給食調理員、運転手などは「行政職（二）」である。人事院勧告は「行政職（一）」についてなされ、「行政職（二）」や医療職、その他の職については人事院勧告を参考に給料表を改訂している。「標準財政規模」とは、地方自治体の標準的に収入しうる経常的な一般財源の大きさを示す指標である。

【事務局より、「資料6」及び「参考」をもとに、平成20年度答申概要と平成20年度答申の際の改定手法による試算を説明。】

会 長：本日は、「資料6」の事務局試算による案が妥当かどうかの審議でいいのか。

事 務 局：試算は、あくまでも参考である。審議を進めていただくにあたっての参考資料としていただきたい。平成20年度答申以降の人事院勧告の状況や他自治体の状況を踏まえ、平成20年度答申での算出方法を用いて提示させていただいた。これに固執せず、様々なご意見を自由にご議論いただき、答申をお願い申し上げます。

会 長：この時期に諮問されたのは、予算編成上の都合か。

事 務 局：11月上旬に平成25年度予算編成方針が出され、その中で、特別職の報酬を含めた報酬全体の見直しについて示されたところである。そのため、この時期での開催となった。

委 員：現在、町長は20%減額を実施しているが、これは前町長の政策によるもので、現町長に代わった後も引き続き20%減額を実施していることを知らない町民もいるようだ。829,000円を見直すより、

	<p>20%減額を実施していることを周知したほうがよいのではないかと。</p>
会 長	<p>：時限的な減額措置であると思うが、事務局としての考えはどうか。</p>
事 務 局	<p>：緊急財政対策として、平成22年度から町長等の報酬月額を減額を実施している。その後も厳しい財政状況が続いていることから、継続しているものであるのご理解いただきたい。また、これについては広報誌やホームページで公表をしているので、住民のみなさまにも一定のご理解をいただいているものと考えている。</p>
会 長	<p>：仮に、ここで報酬額が見直しをされた場合も、町長の判断で、新たな報酬額をベースに時限的な削減措置が行われることもあるということか。</p>
事 務 局	<p>：町の財政状況を鑑みて、町長の判断でそのような措置を講ずる場合もある。</p>
会 長	<p>：以上の説明を踏まえ、みなさんの忌憚のないご意見を賜りたい。</p>
委 員	<p>：私は、特別職の給料は、その役割や期待に添ったもの、その職責に見合ったものであるべきと考える。現在行われている減額は、財政事情による、あくまでも一時的な措置と受け止めている。今回論議するにあたり、報酬は、本来その役割と職責に応じるべきと考える。</p>
委 員	<p>：資料5の2枚目と3枚目（5市5町市町村長給料比較表）をみると、寒川町は他と比べて低い状況がよくわかる。先程のご発言にもあったが、責任と能力に応じた額であることは必要と思う。</p> <p>大都市圏に関するある会議での総務省の資料によると、神奈川県西部も含めて東京・横浜に働きに出ている割合が人口の10%以上ある自治体がほとんどであった。寒川は該当していないことから、寒川在住者は地域密着型であることがわかる。つまり、他自治体に比べて行政需要が高いのではないかと。そう考えると、給料額がこのように低いのは問題ではないかと思う。しかし、町長が交代したことや、財政難における住民の目の厳しさを考えると、当審議会でも報酬引き上げを答申したとしても、実際に引き上げることは困難であろう。</p> <p>ただ、答申の扱いは町長に裁量権があり、審議会が適正とする額</p>

	<p>を答申することについては妨げないのではないか。</p>
委 員	<p>資料番号6で、市平均を比較対象としているのはなぜか。</p>
事 務 局	<p>資料6の次の参考資料「平成21年3月31日付 寒川町特別職の職員給料及び議会議員の報酬額について（答申）」にあるとおり、本町は、人口規模や標準財政規模等で比べると県内市と遜色がないことから、県内市の平均を用いて算出することとした。そこからどれだけ下げた額が妥当なのか検討した。資料6は、それにならって試算を行ったものである。</p>
委 員	<p>町長等の給料が職員と逆転することはあるのか。そういうことがあるならば、あまり低すぎるのは組織上問題があるのではないか。</p>
事 務 局	<p>現在のところ、逆転現象はない。ただし、教育長の減額後の給料（556,200円）では、部長職で最高額を受け取る者の手当等を含めた給与額を年間で120万円程度上回る程度である。</p>
会 長	<p>町長等による、緊急財政対策を目的とした平成22年度からの暫定的な減額措置は、自発的なものという理解でよろしいか。</p>
事 務 局	<p>そのとおりである。</p>
会 長	<p>この場では、委員からのご意見にもあるとおり、今後の町の発展のために我々が選んだリーダーが、その職責を果たすにあたり適正な報酬額を議論していきたい。答申した報酬額から、さらに自主的に減額する場合もあると思う。</p>
委 員	<p>ここで報酬額を見直すというのは、町の財政状況が好転したということなのか。先日の町民説明会では、依然厳しいという説明を町長がされていたが。</p>
事 務 局	<p>財政状況は依然厳しいため、引き続き緊急財政対策を行い、歳出削減の努力を続ける。町長等の報酬についても、引上げを前提にしていない。様々な情勢を鑑みて適正なのかどうか議論していただき、答申をいただきたい。その上で、町長が必要に応じて、自主的な減額措置</p>

	<p>を行うこともあると考える。</p> <p>委員：神奈川県に掲載されている町長の動向を見ると、非常に多忙で激務であると認識している。先ほどからの意見にあるとおり、職務に応じた妥当性のある給料が必要であろう。財政状況、特殊事情による減額はやむを得ないと思うが、現在の減額後の額は職務から考えると到底妥当な額ではない。5市5町で比較しても、突出して高くはなく、むしろ低いほうである。また、交付団体になったとはいえ、以前から交付団体となっている自治体が多い中で、まだ財政状況が極限まで落ち込んでいるわけではなく、危機感をもって給与減額措置などの財政対策に取り組んでいることなどを考慮すべきである。</p> <p>会長：本日は結論を出す必要があるか。</p> <p>事務局：本日は議論の参考として、これまでの経緯や現在の状況、一つの試算をお示しした。これらを検討材料としていったんお持ち帰りいただき、次回、各委員からご意見をいただければと考えている。</p> <p>委員：資料6の前の手法では、議長・副議長が他自治体より低いが、引き上げるわけにいかないとのことで、これをベースに、職種ごとの差が平行になるように額の改定を行ったと理解した。一方で、議長について、本当に他自治体と比較する際のベースとして適当なのか検討したい。ベースとなる議長についても、資料5の2枚目・3枚目のような資料をいただきたい。</p> <p>事務局：次回用意する。</p> <p>会長：短時間で結論を出すには、重い内容である。町長の職は、非常に激務であり、町民の期待に応えるために十分に能力を発揮してもらわないといけない。</p> <p>決して名誉職でなく、それに見合った報酬であるべきである。自主的な減額は別の問題である。事務局が示した案(資料6)についても、他自治体と比較して問題のある金額にはなっていない。ただ、財政を考えたときに現町長がどうするのかは、町長の意思に委ねるべきものとする。特別職は、報酬が目的でなく使命感でやられていると思うが、優秀な人材を確保するためにも、職務や職責に応じた報酬は必要</p>
--	---

である。本日は、議題（１）については以上とする。

（議題（２） その他）

事務局：非常勤特別職の報酬について、当審議会の所掌事項ではないが、全体的な報酬の見直しを図るという予算編成方針の中で、審議会委員等の非常勤特別職の報酬についても、当審議会において参考意見をいただきたく、お願い申し上げます。

事務局：参考資料「非常勤特別職等の報酬額について」を説明。

会長：非常勤特別職等の報酬額について、他団体の状況とも比較した中で、本町の各種報酬額が妥当なのかどうか、また、今後どうするのか、ということについて委員のご意見をいただきたい。ちなみに、報酬は個人口座に振り込まれるのか。

事務局：そのとおりである。

会長：現役で務めていたときに、役職の関係で、いわば会社の代表として委員などを務めたことがあったが、その際は個人口座ではなかった。会社により取扱いは異なるだろうが、当時は、会社の時間を使って地域のために活動してきなさいという解釈だったと思う。非常勤特別職の報酬について、当初からどのような考え方で決められてきたのか、わかれば教えていただきたい。

事務局：地方自治法に、委員等に対して報酬を支払わなければならないという規定があるので、それに基づくものである。金額については、昭和31年当時では300円であったが、どのように決められたかは不明である。引き上げの状況については、特別職との関連で徐々に引き上げられたようである。

事務局：補足であるが、非常勤特別職等の報酬額については、本来は当審議会の所掌事項ではないが、報酬額については平成8年から見直していない状況であった。この間、様々な要因で経済情勢が著しく変動し、本町の財政事情についても税収が下がるなど厳しい状況となった。一例として、法人町民税が平成19年度では約17億であったが、リーマ

	<p>ンショック以降、翌年には半分程度に落ち込んだ。このような状況から報酬についても見直す必要があり、一定の考え方としてご意見をいただきたくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>：報酬が目的で委員などを引き受ける方はいないと思う。ただ、貴重な意見をいただくために、みなさんに時間を割かせている。厳しい財政状況を踏まえ、先ほど審議した特別職の報酬と併せて検討していくということで、ご意見のある方はどうぞ。</p>
委 員	<p>：町長、副町長の報酬については、町長からの諮問により審議するが、非常勤特別職等の報酬額についての出どころはどこか。</p>
事 務 局	<p>：報酬全般について、そのあり方を見直すというのが先に出された町の方針である。非常勤特別職等の報酬については、当審議会の対象案件ではないところ、他に審議する場がないことから、特別職の報酬と併せてご意見をうかがいたいと考えた次第。</p>
委 員	<p>：問題なのは、諮問が下っていないということではなく、本件が所掌事項でないことである。所掌事項は権限の裏返しでもっているものあり、権限のない事案に対して審議をするということは、非常にまずいと考える。</p>
事 務 局	<p>：審議でなく、参考までにご意見をいただけないか。</p>
委 員	<p>：もし、意見をしたとしてその意見の取扱いはどのようになるのか。どこかで活用されるのか。</p>
委 員	<p>：活用されてはまずいと思う。</p>
事 務 局	<p>：事務局としては、いただいたご意見を参考に整理して、最終的には町長とすりあわせしながら答えを出していこうと考えていた。</p>
会 長	<p>：これに関しては、われわれが上げるとか下げるとか言える話ではないと思う。</p>
事 務 局	<p>：事務局としても、本件についてはこの場で審議するのは無理があると</p>

	<p>考えていたが、見直しが必要となり、一つの考え方としてご意見をうかがえればと思い、投げかけさせていただいた。失礼をお詫び申し上げます。</p>
会 長	<p>：おそらく、町の財政状況が厳しいことは、多くの方が認識しているだろうから、そういうことを慮って決めてください、としか申し上げられないのでは。</p>
委 員	<p>：私は公募に応じて来ているが、その理由は、この特別職報酬等審議会が、委員等の報酬について審議する場と考えていたからである。極論を言うと、私は8,700円などいらないと考えている。財政状況も厳しいし、お金が目的でなく、意見を言うために来ているのだから報酬はいらないと、本日はその意見を言いたくて来た。報酬の支払をやめれば、財政的にずいぶん助かるのではと思う。</p>
事 務 局	<p>：ありがとうございます。住民に向けた予算編成説明会でも、委員と同様のご意見をいただいた。ただ、地方自治法の規定もあり、町のために時間を割いてご出席いただくことなど、総合的に判断していきたい。</p>
会 長	<p>：他になければ、この件は終わりにする。それでは、本日の議題はこれをもってすべて終了とする。</p>
事 務 局	<p>：ありがとうございました。本日、短い時間の中で金額まで詰めるのは難しかったと思うので、次回、あらためて審議していただきたい。資料の請求など、お気づきの点があれば事務局にお伝えいただきたい。</p>
会 長	<p>：次回の日程は。</p>
事 務 局	<p>：年明け、1月を予定している。</p>
委 員	<p>：できれば、事前に資料をいただきたい。</p>
事 務 局	<p>：そのように準備する。これをもって第1回特別職報酬等審議会を終了する。</p>

<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒川町長及び副町長の給料月額について（諮問）（平成24年11月15日付寒総職第51号） ・ （資料番号1）寒川町特別職報酬等審議会条例 ・ （資料番号2）特別職の報酬等の推移 ・ （資料番号3）給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント（抄） ・ （資料番号4）神奈川県内市町村特別職報酬額一覧表 ・ （資料番号5）5市5町給料比較表 ・ （資料番号6）平成20年度答申の改定手法による事務局試算 ・ 参考 寒川町特別職の職員給料及び議会議員の報酬額について（答申）（平成21年3月31日付） ・ 関係例規＜略＞ ・ 参考 非常勤特別職等の報酬額について
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>出席委員全員により確認 （平成24年12月27日確定）</p>